平成30年度 光が丘図書館 『広報方針』 (案)

区民の図書館への理解を深め、図書館利用の向上を図るとともに、区民の生涯学習活動等を支援するため、以下の方針に基づき、図書館事業等(以下「事業等」という。)の積極的な広報活動を行う。

方針1 ねりま区報

<件数に関わらず掲載する内容>

- ・休館等の利用者への影響がある事項
- その他お知らせ(ボランティア募集など)
- ・特集記事(こども読書週間、夏休みは図書館へ行こう、秋の読書週間等)

<上記以外で区報掲載をするもの>

- ・ 全区から募集する必要のある事業
- ・定員が30名を超える事業
- ・各館あたり、年間3件を上限とする。
- ※上記に関わらず、やむを得ず掲載を希望する場合は各館からの相談に応じる。また、内容等によって事業統括係で調整を行う。

方針2 区ホームページ

- ・全区的な事業等は、原則、掲載する。
- ・休館等の利用者への影響がある事項は、掲載する。

方針3 図書館ホームページ

- 地域的な事業等を含め、原則、全ての事業を掲載する。
- 休館等の利用者への影響がある事項は、掲載する。
- 日常的な事項を含め、利用者への周知が必要な事項は、原則、掲載する。
- メールマガジンを配信する。

方針4 図書館だより

- 年3回発行する。
- ・事業等、図書館について、多角的な視点で紹介する。

方針5 パブリシティ

- ・地域的な事業等を含め、できる限りパブリシティを行う。
- ・全区的な事業等は、原則、パブリシティを行う。

方針6 練馬区情報番組「ねりまほっとライン」

- ・全区的な事業等は、収録を依頼する。
- ・地域的な事業等で、特色ある事業は、収録を依頼する。

方針7 マスコミ取材への協力

- ・新聞、雑誌等のマスコミ取材には、積極的に応じる。
 - ※マスコミ対応は、原則、管理職であるが、状況により管理職の指示を 受け、係長または担当が対応する場合がある。